

美浜町町章取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美浜町の町章(以下「町章」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(権利の帰属)

第2条 町章の権利の一切は、町に帰属する。

(使用の原則)

第3条 町章は、町における使用のほか、公共性、公益性があり、かつ、その性質及び内容が町章の品位を損なうおそれのないものに限り使用を認めるものとする。

(使用申請)

第4条 町章を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、町章使用許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に申請し、その許可を受けなければならない。

(1) 町章の使用箇所図

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(申請の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

(1) 国、地方公共団体又は公益法人が非営利事業に使用する場合

(2) 学校等が教育の目的で使用する場合

(3) 町が共催、後援又は協賛する事業の場合

(4) その他町長が申請を必要としないと認めた場合

(許可等)

第6条 町長は、第4条の申請を受けたときは、その内容等を審査し、使用の許可又は不許可を決定するものとする。

2 町長は、前号の決定をしたときは、町章使用許可書(様式第2号)又は町章使用不許可通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(許可の取消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段等により許可を受けたとき。
- (2) 使用目的以外に町章を使用したとき。
- (3) 町長が条件を付して許可した場合において、その条件に反して町章を使用したとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他の事由により町長が使用の取消しを必要と認めるとき。

2 町長は、前項の許可を取消すときは、町章使用許可取消書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、町章の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

[別紙参照]